

今月の Twitter 2016 年 1 月 (抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【12 月 26 日】

雇用保険制度の改革案。現在、介護休業給付は休業前賃金の 40%が支払われます。改正案では、これを 67%に引き上げ育児休業給付と同水準に。

【12 月 27 日】

『出逢い』の忘年会。今年は貸切ではなく、通常営業もしながらの開催でした。二次会はカラオケへ。

【1 月 1 日】

謹賀新年。新しいことにチャレンジする一方で、既に取り組んでいることに対して深掘りして行こうと思います。本年もどうぞよろしくお願い致します。
平成 28 年元旦

【1 月 2 日】

初詣。津島神社は賑わっていました。昔ほどではありませんが露天も多く出ています。お蔭さまで父も元気です。



【1 月 3 日】

木曾三川公園。屋外に遊具がたくさんあって、どの子ども目を輝かせて遊んでいます。暖かいので外に出るのが苦になりません。

【1 月 7 日】

雇用保険制度の改革案。現在、介護休業は通算 93 日を限度に、一つの症状につき 1 回ずつしか取れません。改正案では、これを 3 回まで分割して取れるように。

【1 月 8 日】

新年祈禱。大阪本社近くの神社へ参拝しました。神主さんの祝詞を聞いていると、新年を感じ身が引き締まる思いです。東京本社では 4 日に開催済み。

【1月9日】

雇用保険制度の改革案。現在、65歳以上の人は勤め先が変わると**雇用保険**の対象から外れます。

改正案では、このような人も新たに雇用保険への加入ができるように。

【1月10日】

笑顔。幸せだから笑うのか。笑うから幸せなのか。幸せの感じ方は人それぞれ。幸せを感じられることが幸せ。

【1月11日】

訪問看護師。利用者の自宅に出向いてケアをしてくれる看護師のことです。

医師の指示のもとに医療処置をしたり、ケアマネやヘルパー等と連携して介護予防やリハビリ、在宅での看取りの支援も。

【1月13日】

訪問看護師。自治体が民間企業と提携する等、在宅医療を担う訪問看護師を育てる取り組みが進んでいます。

地域ケアを実効するためには、看護師の不足を解消しなければ。人材育成が急務です。

【1月15日】

ブログを更新しました。子供や孫のために預貯金をすることは、当たり前のことです。しかし、相続が発生したときには・・・。

『**名義預金って？**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12116986686.html>

【1月16日】

訪問看護師。在宅での療養を支える訪問看護は、看護の原点です。また、家族の生活を支える役割も持ちます。

医療器具が揃わない中では知恵と工夫を総動員しなければなりません。

【1月17日】

PTA 三校合同講演会。収納王子コジマジックさんを迎えて『収納セミナー』を本日開催します。女性には評判のようです。今年度は当番校ではないので、気楽に出かけて来ます。

本日の『収納セミナー』は、なかなか盛り上がりました。

観客を叱咤しながら自分の世界へ誘う。拍手喝采。

【1月18日】

相続。自営業の後継者には相続税が優遇されます。

『**小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例 その1**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11927119097.html>

【1月19日】

相続。亡くなった親と同居していなかった場合でも、**実家の不動産**について相続税の減額が可能です。その要件とは？

『**小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例 その3**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11935313798.html>

【1月20日】

相続【小規模宅地等の特例シリーズ最終回】。**小規模宅地等の特例**をうまく使えば相続税額を有効に減額できます。そのための手続きは？

『**小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例 その6**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11950463135.html>

【1月21日】

要介護認定者 606万人。ということは「国民の20人に1人」に当たります。

介護施設や職員の不足は、今後深刻な問題になります。さらには**介護離職者**も急増中。

【1月23日】

昨日、**指導監査**でお伺いした社会福祉法人の障害福祉施設は、本当に利用者のことを考えていらっしゃいました。この姿勢を行政も十分に理解されていました。

それだけに余裕がなく、運営がたいへんです。

【1月24日】

公園。柵で囲われている砂場へ、扉を開けて犬を連れて入っていく人を見かけました。

柵は何のため？

つぶやきは、ブログやホームページにおいても適時にご覧ください。